

護の提供の開始に際し、とあるのは「入居の際に」と、同条第二項中「居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第三十三条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第五十三条第二項中「この節」とあるのは「第七章第四節」と、第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

#### 第五節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(準用)

第六十九條 第三條の七、第三條の八、第三條の十、第三條の十一、第三條の二十、第三條の二十六、第三條の三十二、第三條の三十四、第三條の三十六、第三條の三十九、第五十三條、第五十七條、第八十五條、第三百三十三條から第三百三十五條まで、第三百三十八條、第四百四十一條、第四百四十三條から第四百四十七條まで及び第五百五十一條から第五百五十六條までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第三條の七第一項中「第三條の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第六十六條に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第三條の十一第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、とあるのは「入居の際に」と、同条第二項中「居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定

とあるのは「要介護認定」と、第三十三条中「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「従業者」と、第五十三条第二項中「この節」とあるのは「第七章第五節」と、第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第四百四十七條中「第三百三十八條」とあるのは「第六十九條において準用する第三百三十八條」と、同条第五号中「第三百三十七條第五項」とあるのは「第六十二條第七項」と、同条第六号中「第三百五十七條」とあるのは「第六十九條」と、同条第七号中「第三百五十五條第三項」とあるのは「第六十九條において準用する第三百五十五條第三項」と、第五百五十六條第二項第二号中「第三百三十五條第二項」とあるのは「第六十九條において準用する第三百三十五條第二項」と、同項第三号中「第三百三十七條第五項」とあるのは「第六十二條第七項」と、同項第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第六十九條」と、同項第六号中「前条第三項」とあるのは「第六十九條において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。

### 第八章 複合型サービス

#### 第一節 基本方針

(基本方針)

第七十條 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第五十九條に規定する訪問看護の基本方針及び第六十一条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行

（サービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第三十三条中「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「従業者」と、第五十三条第二項中「この節」とあるのは「第七章第四節」と、第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

#### 第五節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(準用)

第六十九條 第九條、第十條、第十二條、第十三條、第二十二條、第二十七條、第三十三條、第三十五條、第三十七條、第三十九條、第五十三條、第五十七條、第八十五條、第三百三十三條から第三百三十五條まで、第三百三十八條、第四百四十一條、第四百四十三條から第四百四十七條まで及び第五百五十一條から第五百五十六條までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十條に規定する運営規程」とあるのは「第六十六條に規定する重要事項に関する規程」と、「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「従業者」と、第十三條第一項中「指定夜間対応型訪問介護の提供の開始に際し、とあるのは「入居の際に」と、同条第二項中「居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定

とあるのは「要介護認定」と、第三十三条中「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「従業者」と、第五十三条第二項中「この節」とあるのは「第七章第五節」と、第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第四百四十七條中「第三百三十八條」とあるのは「第六十九條において準用する第三百三十八條」と、同条第五号中「第三百三十七條第五項」とあるのは「第六十二條第七項」と、同条第六号中「第三百五十七條」とあるのは「第六十九條」と、同条第七号中「第三百五十五條第三項」とあるのは「第六十九條において準用する第三百五十五條第三項」と、第五百五十六條第二項第二号中「第三百三十五條第二項」とあるのは「第六十九條において準用する第三百三十五條第二項」と、同項第三号中「第三百三十七條第五項」とあるのは「第六十二條第七項」と、同項第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第六十九條」と、同項第六号中「前条第三項」とあるのは「第六十九條において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。

(新設)

うものでなければならない。

## 第二節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

- 第七十一条 指定複合型サービスの事業を行う者（以下「指定複合型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定複合型サービス事業所」という。）ごとに置くべき指定複合型サービスの提供に当たる従業者（以下「複合型サービス従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者を、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定複合型サービスを利用するために指定複合型サービス事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定複合型サービス事業所に通わせて行う指定複合型サービス事業をいう。以下同じ。）の利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上、訪問サービス（複合型サービス従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う複合型サービスをいい、本体事業所である指定複合型サービス事業所にあつては当該複合型サービス事業所の登録者の居宅において行う指定複合型サービスを含む。以下同じ。）の提供に当たる複合型サービス従業者を二以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の複合型サービス従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第五項において同じ。）を、一以上の複合型サービス従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上とする。
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項の複合型サービス従業者のうち一以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。
- 4 第一項の複合型サービス従業者のうち、常勤換算方法で二・五

75

以上の者は、保健師、看護師又は准看護師でなければならない。

- 5 第一項の通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、一以上の者は、保健師、看護師又は准看護師でなければならない。
- 6 宿泊サービス（登録者を指定複合型サービス事業所に宿泊させて行う指定複合型サービス（第六十二条第七項に規定する本体事業所である指定複合型サービス事業所については、当該登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者を、当該本体事業所である指定複合型サービス事業所に宿泊させて行う指定複合型サービスを全含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第一項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務並びに夜間及び深夜の勤務を行う複合型サービス従業者を置かないことができる。
- 7 指定複合型サービス事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置いているときは、当該複合型サービス従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
- 一 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- 二 指定地域密着型特定施設
- 三 指定地域密着型介護老人福祉施設
- 四 指定介護療養型医療施設（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）
- 8 指定複合型サービス事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び複合型サービス計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合

76

は、当該複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は当該指定複合型サービス事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

9) 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

10) 指定複合型サービス事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定複合型サービスの事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号イに規定する人員に関する基準を満たすこと（同条第四項の規定により第一項第一号号イに規定する人員に関する基準を満たす場合を除く。）をもって、第四項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第百七十二条 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定複合型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定複合型サービス事業所に併設する前条第七項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2) 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定複合型サービス事業者の代表者)

第百七十三条 指定複合型サービス事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

第三節 設備に関する基準

(登録定員及び利用定員)

第百七十四条 指定複合型サービス事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下同じ。）を二十五人以下とする。

2) 指定複合型サービス事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定複合型サービス事業所におけるサービスごとの一日当たりの利用者の数の上限をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

- 一 通いサービス 登録定員の二分の一から十五人まで
- 二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の三分の一から九人まで

(設備及び備品等)

第百七十五条 指定複合型サービス事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定複合型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2) 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- 二 宿泊室
- イ 一の宿泊室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- ロ 一の宿泊室の床面積は、七・四三平方メートル以上としなければならない。ただし、指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合であつて定員が一人である宿泊室の床面積については、六・四平方メートル以上とすることができる。
- ハ イ及びロを満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね七・四三平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。
- ニ 居間はプライバシーが確保されたものであれば、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。
- 3 第一項に規定する設備は、専ら当該複合型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定複合型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 指定複合型サービス事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。
- 第四節 運営に関する基準
- （指定複合型サービスの基本取扱方針）
- 第七百七十六条 指定複合型サービスは、利用者の要介護状態の軽減

- 又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定複合型サービス事業者は、自らその提供する指定複合型サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
- （指定複合型サービスの具体的取扱方針）
- 第七百七十七条 指定複合型サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。
- 一 指定複合型サービスは、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。
- 二 指定複合型サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- 三 指定複合型サービスの提供に当たっては、複合型サービス計画に基づき、豊然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- 四 複合型サービス従業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供等について、理解しやすいように説明又は必要に応じて指導を行うものとする。
- 五 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つ

- てはならない。
- 六 指定複合型サービス事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 七 指定複合型サービスは、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。
- 八 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。
- 九 看護サービス（指定複合型サービスのうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第七十九条第一項に規定する複合型サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うものとする。
- 十 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行うものとする。
- 十一 特殊な看護等については、これを行ってはならない。

（主治の医師との関係）

- 第七十八条 指定複合型サービス事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。
- 2 指定複合型サービス事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 指定複合型サービス事業者は、主治の医師に複合型サービス計

- 画及び複合型サービス報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- 4 当該指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前二項の規定にかかわらず、第二項の主治の医師の文書による指示及び前項の複合型サービス報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。

（複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成）

- 第七十九条 指定複合型サービス事業所の管理者は、介護支援専門員に複合型サービス計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第九項において同じ。）に複合型サービス報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。
- 3 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
- 4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の指定複合型サービス従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した複合型サービス計画を作成しなければならない。
- 5 介護支援専門員及び看護師等は、複合型サービス計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。
- 6 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 7 介護支援専門員は、複合型サービス計画を作成した際には、当

- 8 該複合型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 9 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成後においても、常に複合型サービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて複合型サービス計画の変更を行う。
- 10 第二項から第七項までの規定は、前項に規定する複合型サービス計画の変更について準用する。
- 11 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した複合型サービス報告書を作成しなければならない。
- 12 前条第四項の規定は、複合型サービス報告書の作成について準用する。

(緊急時等の対応)

- 第百八十条 複合型サービス従業者は、現に指定複合型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の複合型サービス従業者が保健師、看護師又は准看護師である場合にあつては、必要に応じて臨時応急の手当を行わなければならない。

(記録の整備)

- 第百八十一条 指定複合型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。
- 2 指定複合型サービス事業者は、利用者に対する指定複合型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
- 一 居宅サービス計画
  - 二 複合型サービス計画
  - 三 第百七十七条第六号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の

記録

- 四 第百七十八条第二項に規定する主治の医師による指示の文書
- 五 第百七十九条第十項に規定する複合型サービス報告書
- 六 次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 七 次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録
- 八 次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 九 次条において準用する第三条の三十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 十 次条において準用する第八十五条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第百八十二条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九、第五十三条、第五十五条、第五十八条、第六十八条から第七十一条まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第七十九条及び第八十一条から第八十六条の規定は、指定複合型サービスの事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百八十二条において準用する第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第五十五条第三項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第七十条中「小規模多機能型居宅介護従

業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第七十八条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第八十六条中「第六十三条第六項各号」とあるのは「第一百七十一条第七項各号」と読み替えるものとする。

附 則

第十四条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第十六条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三百三十二条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第十五条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療

所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三百三十二条第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一・二 （略）

第十六条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第三百三十二条第一項第八号及び第六十条第一項第四号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

附 則

第十四条 一般病床、精神病床（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第十六条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三百三十二条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第十五条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療

所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三百三十二条第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一・二 （略）

第十六条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第三百三十二条第一項第八号及び第六十条第一項第四号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。